

番号	施設名	質問内容	回答
1	全公園	令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響を受けているため、他年度の再委託業務の一覧を提示してほしい。	追加提示します。
2	全公園	月毎の利用収入実績を提示してほしい。	追加提示します。(資料2-3)
3	全公園	自主事業において施設投資が控除されるとあるが、具体的にはどのようなものが対象か。物品の購入も含まれるか。	新たな公園施設への投資や、既存公園施設の改築・更新に対する投資を対象とします。物品購入は基本的には対象外とします。
4	全公園	自主事業の納付金は、計画額と実績額のどちらが対象となるのか。計画どおりの収支とならない場合でも計画額を収めることになるのか。	自主事業の納付金は実績額が対象となります。
5	全公園	全ての施設で自主事業の施設利用料を支払う必要はないと考えてよいか。	そのとおりです。
6	全公園	府のインフラストックの本来の改修計画と、指定管理者が行う修繕の違いは何か。どこまで指定管理者で行うのか。	リスク分担表に記載のとおり、大規模な修繕・増改築は府で実施することとなります。指定管理者が行うものはメンテナンス・日常の維持管理程度の小修繕となります。
7	全公園	台風による施設損傷や倒木等への対応など指定管理者では実施できない大規模な被害への対応はどうすればよいか。	公共土木施設の災害復旧は、府が対応します。 強風による枝落ち、倒木等への対応については、協議により指定管理者で実施をお願いすることがあります。
8	全公園	新型コロナウイルス感染症によるリスクは協議事項であるが、施設の閉館により利用率が低減した場合の収入への影響などは、どう扱われるのか。また、実態としてどのような補償を行ってきたか。	府の指示により閉園した場合は、収入への影響など個別の状況に応じて協議を行い補填等の対応を検討します。 過年度の実績としては、個別協議の結果として、新型コロナウイルス感染症を理由としたキャンセルの場合は、そのキャンセル料を全額利用者に返還しました。その返還金額を指定管理者の利用料金収入として、府から指定管理者に補填しました。 また、公園によっては、緊急事態宣言中に公園施設の閉鎖を行った期間中の、予約の不要な施設の休止期間中の減収については、過去3年分の収入実績との比較を行い、差額を補填したものもあります。
9	全公園	審査項目④について、計画額と実績額が異なる可能性がある中、審査の中でどう評価されるのかを、考え方を示してほしい。 納付金の考え方、実績の評価の方法を、実績の示し方、妥当性を確認できる資料の具体例を示してほしい。	(【注】説明会での回答を一部訂正しています) 事業の妥当性について、説明できる資料(同種事業の実績、他公園(施設)での実績等)を提出していただき、その資料に基づき実現性を審査し、必要な場合はヒアリングを行った上で審査会で判断します。

番号	施設名	質問内容	回答
10	全公園	利用料金収入の増加につながる施設投資の提案については、審査項目④で評価してほしい。	<p>（【注】説明会での回答を一部訂正しています）</p> <p>自主事業による施設投資の提案内容については審査項目③、指定管理者による投資額、納付金については審査項目④で評価します。（「指定管理者募集要項（平成28年度版）からの主な変更点」に示すとおり、投資額は、指定管理者自身の自主事業利益からの施設投資のみを対象とします。）</p>
11	全公園	提示されている年度の収支実績が、新型コロナウイルス感染症の影響を受けているが、指定管理料はその影響は考慮せずに提案するのか。	<p>今後の新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況が指定管理業務に及ぼす影響は、一般的な天災リスクと同様に、不可抗力によるリスクとして協議事項となります。</p> <p>これを踏まえた指定管理料をご提案ください。</p>
12	全公園	指定管理業務と自主事業のどちらも新型コロナウイルス感染症の影響を考慮するのか。	<p>指定管理業務と自主事業のどちらも新型コロナウイルス感染症の影響を考慮してご提案ください。</p>
13	全公園	屋外プールを中止していたが、どのような経緯か。また、どのような基準をクリアすれば再開できるのか。	<p>本年度のプール開業直前の感染状況や近隣府県の状況を踏まえ、府が屋外プールの営業中止を指示しました。再開については、府の対策本部の措置等を踏まえ、総合的に判断します。</p>
14	全公園	自主事業を行うために、必要な施設の修繕を府に要望してもよいか。	<p>自主事業のために必要な修繕は、指定管理者で実施してください。</p>
15	全公園	現在、要是正項目のある施設や現行法上問題のある施設はないか。	<p>現在供用中の施設においては、要是正項目や現行法上問題のある施設はありません。</p>
16	全公園	ネーミングライツの看板が落下した場合の責任の所在はどこにあるのか。屋外広告物に対する責任は指定管理者が責任を負う必要はないと考えてよいか。	<p>ネーミングライツパートナーが新たに設置した看板・広告物は、設置後、所有権が府に帰属しますので、責任の所在は、指定管理者となります。</p> <p>なお、設置者との協議により、所有者が府に帰属せず、責任の所在が設置者となる場合もあります。</p>
17	全公園	利用拡大を図るために、施設整備の機能向上に係る改修工事等を提案した場合、10年間投資総額の1年あたりの平均額は各公園等募集要項p.18（3）選考基準及び審査内容に記載の別紙④施設の効率的な管理欄※指定期間における指定管理料等（指定管理料－納付金）の計算式で控除の対象と考えてよいか。	<p>指定管理者が自ら出資する改修工事等の提案については、控除の対象と考えてください。</p> <p>実現性の判断については番号9を参照してください。</p>
18	全公園	自主事業に係る納付金について、指定管理事業が赤字、自主事業が黒字になった場合、赤字と黒字の差し引き額に提案した納付率をかけるのか、指定管理事業の赤字に関わらず、自主事業の黒字額だけに納付率をかけるのかどちらでしょうか。	<p>自主事業の黒字額のみで納付率をかけてください。</p>
19	全公園	事業計画概要について、A4サイズで4枚程度とありますが、特に枚数の上限はないという認識でよろしいでしょうか。	<p>3～5枚としてください。</p>

番号	施設名	質問内容	回答
20	全公園	ヒアリング審査はプレゼンテーションのようなものでしょうか。 資料の配布や投影の可否、参加人数や発表時間、質疑応答の時間等をご教示下さい。	プレゼンテーション及び質疑応答を予定しています。 詳細については、応募状況により変更の可能性がありますので、決定次第応募者に別途通知します。
21	全公園	「選定基準④施設の効率的な管理」は、30点の配点を計算式で評価する形になっておりますが、収支計画書の妥当性や経費縮減策の内容は点数に加味されず、提案額が実現可能かどうかの判断材料としてのみ考慮されるのでしょうか。 その場合、実現可能性の判断基準をお示し頂けますでしょうか。 指定管理料提案額の評価計算に当たっては、小数点以下の取り扱い（切り捨て等）をご開示下さい。 また、新型コロナウイルスの影響を考慮するかどうか等で指定管理料提案額が変わってきますが、説明会でありました通り、各社の判断に準ずるのでしょうか。	番号9、10の回答をご参照ください。 指定管理料提案額の評価計算に当たっては、小数第3位を四捨五入します。 収支計画書の妥当性や経費縮減策の内容は選定基準③で評価しますので、他の選定基準とあわせて別紙1により、評価をうけたい提案内容の記載箇所を示してください。
22	全公園	自主事業利益の納付について、納付金の算定対象額から控除される施設投資には、備品の更新等も含まれるのでしょうか。施設投資の定義をお示し下さい。	番号3をご参照ください。
23	全公園	ネーミングライツについて、実施される場合、ホームページやパンフレット、館内掲示物等の施設名変更等に係る費用発生が想定されますが、これらは府の負担という認識でよろしいでしょうか。 また、その他想定される対応があればお教えください。	ネーミングライツの導入により、施設名が変更となった場合の初期負担は導入業者となります。ただし、指定管理者が作成する公園ホームページの変更対応は指定管理者に協力をお願いすることになります。 その他、対応を要する場合は協議となります。
24	全公園	「指定に係る同意書」について、現指定管理者と締結した書類もしくはひな形を参考資料としてお示し下さい。	別紙2をご参照ください。
25	全公園	業務引継ぎに要した費用は、全て新しい指定管理者の負担とします。との記載がありますが、これは京都府の負担がないことを意味しており、現指定管理者が業務引継ぎに要する費用（備品の撤去費用や引継ぎに係る人件費等）は現指定管理者負担という認識でよろしいでしょうか。	原則として、引き継ぎに要した費用は新しい指定管理者の負担となります。 備品の撤去費用や引継ぎに係る人件費等の、現指定管理者の引き上げに要する費用は現指定管理者の負担となります。
26	全公園	事業計画書は、様式集の内容を記載することを前提に、任意様式（書式等）という認識でよろしいでしょうか。	様式集の内容を記載いただければ、書式等は問いません。ただし、ファイル形式は変更しないでください。
27	全公園	納税証明書について取得する証明書は以下の通りでよろしいでしょうか。 京都府税⇒完納証明書 法人税・消費税及び地方消費税⇒国税その3の3	京都府税は納税証明書の発行を申請してください。 （府税窓口で滞納のないことの証明を依頼してください） 法人税・消費税及び地方消費税はそのとおりです。
28	全公園	リスク分担表に法令の変更は協議事項とありますが、最低賃金上昇の際も、指定管理料の増額について都度協議できるという認識でよろしいでしょうか。	そのとおりです。

番号	施設名	質問内容	回答
29	全公園	指定管理者グループ構成員が、府の施策として実施される公園区域におけるPark-PFI事業等に応募することは可能でしょうか。	Park-PFI事業の募集時の条件によりますが、現時点では可能と考えています。
30	全公園	経費の縮減効果の計算式において、「実現が可能と思われる最低価格」を詳しくご教示ください。提案した納付金の変動幅を府が想定してその最低価格を採用して計算したときの、提案事業者の中での最低価格ということでしょうか。それとも提案した納付金額はそのまま採用されるでしょうか。	ご提案いただいた納付金の妥当性を審査会で判断し、提案事業者の中から最低価格を決定します。
31	全公園	支社が京都府内にある場合、「京都府内に事業所を有する団体であることが確認できる書類」について、会社ホームページへの掲載ページをもって、当該書類とすることは可能でしょうか。	会社ホームページの掲載ページは不可とします。 定款又は寄附行為等、法人登記簿謄本に記載がない場合は、会社パンフレット等、京都府内の事業所の存在が確認できる資料をご提出ください。
32	全公園	京都府の入札等参加に関し、受任者として関西支社の支社長を登録しています。この場合、今回提出する ①（様式1-2）グループ構成員表 ②（様式8）団体概要 ③（様式9）宣誓書 上記に記載する代表者名は代表取締役社長になりますか。それとも受任者の関西支社支社長になりますか。	受任者の関西支社支社長で提出可能です。
33	全公園	グループ応募の代表企業ではなく構成企業の場合で、京都府内に事業所が無い場合の納税証明は、構成企業の本社所在地の都道府県税、法人税及び地方消費税の滞納がないことの証明書の提出を行えばよいのでしょうか。ご教授願います。	構成企業が、本府への滞納がないことの証明書をご提出ください。
34	全公園	（募集要項4.（8）リスク管理、責任区分）表内「不可抗力による休園等による収入減、施設等の損害復旧」の項目に対し、負担区分は「協議事項」とされていますが、表外には、※で「休園に伴う利用料金収入等の補填は原則行いません。」と記されています。どちらが正と認識すれば良いのでしょうか？	不可抗力による休園等による収入減は協議事項ですが、施設・設備等の修繕等に伴い必要となる休園による利用料金収入等の補填は原則行いません。
35	全公園	（仕様書6-13カ）利用実績報告に関しては、決められた書式はありますか？	現在決められた書式はありませんが、今後定める可能性があります。
36	全公園	指定管理者募集要項P14 6 応募種類(7)①京都府内に事業所を有する…について ②京都府税証明での代用又は、会社案内での代用は可能でしょうか。	可能です。 定款又は寄附行為等、法人登記簿謄本に記載がない場合は、会社パンフレット等、京都府内の事業所の存在が確認できる資料をご提出ください。ただし、ホームページの写しは不可とします。

番号	施設名	質問内容	回答
37	全公園	管理業務仕様書 資料⑤ 施設維持・管理業務に記載の内容は、あくまで目安であって、現地確認及び各社の経験値によって業務の実施周期などの見直しが可能という認識でよろしいでしょうか。	そのとおりです。
38	全公園	毎年度終了後に提出する業務完了報告書は、グループの場合、会計基準や会社法、税法等に準拠した財務諸表ではなく、グループ全体の収入と支出を表した書式による事業報告でよいか。	そのとおりです。
39	全公園	プロフィットシェアリングの納付金算定に係る収支計算では、人件費、光熱水費、備品など管理事業と自主事業を明確に切り離すことができない費用についてどのように算定するのか。	提案に当たっては、自主事業に必要となる経費を積み上げて算定してください。
40	全公園	指定管理事業全体ではなく、個別提案内容の妥当性や実現性についてどのような資料を基に評価する予定か、ご教示願いたい。	番号9をご参照ください。
41	全公園	一般廃棄物処理業務は京都府によるご対応と考えてよろしいでしょうか。	一般廃棄物処理業務は指定管理者による対応となります。
42	全公園	申請に関する説明会において、柔軟な自主事業の提案を歓迎する旨と、それに関連して占用料等の取扱について説明がありましたが、自主事業として、持込みイベントなどの開催においては、占用許可が必要となり、費用の発生だけでなく、手続の煩雑さなどが伴います。持込みイベントでも占用手続等は不要と考えてよろしいでしょうか。	自主事業として実施するイベントについては、業務計画書において行為許可・占用許可の必要な内容について審査を行っていますので、許可申請は不要としています。指定管理者以外の他の企業や個人が開催する、公園を会場としたイベント（場所貸し）については、従来どおり土木事務所において行為許可・占用許可申請が必要となります。
43	全公園	P3：ネーミングライツパートナー ネーミングライツパートナーが負担する利用料を公園管理費に充てることができますか。	ネーミングライツパートナーが負担する利用料は府に納付されますので、指定管理者が公園管理費に充てることはできません。
44	全公園	P3：休園日等 休園日、開園時間以外に行為許可者が公園を利用する場合の管理責任はどうなりますか。	原則として開園時間以外に係る行為許可を行うことはありませんが、休園日、開園時間以外であっても指定管理者が管理責任者となります。
45	全公園	P5：自主事業 施設投資の内容及び予算額の算定について府との事前協議が必要でしょうか。	投資を含む自主事業計画は、事前に計画書を提出いただき、府の承認を得た上で実施していただきます。

番号	施設名	質問内容	回答
46	全公園	P5：自主事業 自主事業に関して投資した金額は実施した当該年度に全て計上しなければなりませんか。 (投資額が大きい場合は法定償却に基づいて複数年度に計上する事などはできませんか。)	「指定管理者募集要項（平成28年度版）からの主な変更点」に記載のとおり、当該年度の自主事業収益からの投資は、同一年度で計上してください。 なお、収益の一部を施設投資に充てていただきますので、収益以上の投資はできません。
47	全公園	P5：自主事業 自動販売機の設置管理は自主事業の対象ですか。また、設置台数の制限がありますか。	自主事業の対象です。制限はありませんが、適切な台数をご判断の上設置してください。
48	全公園	指定管理料における消費税について 収支計画をたてるにあたり、指定管理料（人件費を含めた総額）が消費税の課税対象になるという理解でよろしいでしょうか。	そのとおりです。
49	伏見港公園	(募集要項1(4)②施設概要)現状、京都府の負担で設置され、老朽化している駐車場機器について、事業者負担で持ち込み設置は可能でしょうか。	可能です。ただし、原則として指定管理期間終了時には原状回復していただきます。
50	伏見港公園	「障害者水泳のつどい」の仕様等、事業の詳細をご教示下さい。	本府のスポーツ振興課と別途契約を締結し実施している事業であり、京都障害者スポーツ振興会との共催事業で、「障がい者」に係るスポーツ振興事業を行うこととしています。
51	伏見港公園	現在の減免は条例どおりでしょうか。 条例に記載の内容以外で減免対応をしていればご教示下さい。	京都府立都市公園条例施行規則第15条に定めるとおりです。 条例規則に定める内容以外の減免対応は行っていません。
52	伏見港公園	「京都府・市町村共同 公共施設案内予約システム」の利用について、「指定管理者は、インターネット接続環境及び施設側で利用するパソコン等をご準備ください。」とありますが、現状のパソコン等は引継ぎ可能でしょうか。現在のパソコンの設置場所及び台数と合わせてご教授ください。	現在業務で使用しているパソコンはリースですので引継ぎできません。 事務室に配置している8台のうち、1台を予約システム専用として運用しています。 配置は事務室のみです。
53	伏見港公園	募集要項P11(8)リスク管理、責任分担において、「※施設・設備等の修繕等に伴う施設の利用停止、休園に伴う利用料金収入等の補填は原則行いません。」と記載がありますが、18ページ(5)に記載されている体育館照明改修に伴う利用停止等にも適用されるのでしょうか。 適用される場合、適切な収支計画を策定する必要がありますので、本公募における収支計画上の見込み方をご教示ください。 また、工事による休館期間等の想定をご教示ください。	適用されます。 停止期間中の利用料金収入の減少を考慮してください。 工事期間は半年程度を想定しています。

番号	施設名	質問内容	回答																																																											
54	伏見港公園	管理業務仕様書P4⑥(ウ)イに、「駐車場、コインロッカー、プール等、受付利用事務を必要としない施設の利用率について、適正に事務処理すること。」と記載がありますが、駐車場その他の収入につきまして、駐車場、コインロッカー等、項目ごとに細分化してご開示いただけますでしょうか。 コインロッカーについては、屋内プール、屋外プール、体育館と、居室ごとに細分化いただけますでしょうか。	「資料2-3」を参照してください。 コインロッカーについては、9割以上がプール更衣室の利用分となります。																																																											
55	伏見港公園	水光熱費について、水道、電気、ガスと項目ごとに細分化下さい。 経費縮減が見込まれるため、電気契約については、現在の契約会社及び契約電力量をお教えください。また、令和元年度の月別の電気料金および使用電力量の実績をご教示下さい。	水光熱費の内訳は以下のとおりです。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R2</th> <th>R1</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>光熱水費</td> <td>17,287,577</td> <td>25,907,561</td> <td>26,248,851</td> </tr> <tr> <td>水道</td> <td>2,562,628</td> <td>5,701,675</td> <td>5,631,231</td> </tr> <tr> <td>電気</td> <td>7,574,990</td> <td>10,097,894</td> <td>10,129,295</td> </tr> <tr> <td>ガス</td> <td>7,149,959</td> <td>10,107,992</td> <td>10,488,325</td> </tr> </tbody> </table> <p>電力契約会社：大阪ガス（株）、契約電力量：100kW 月別の電気料金および使用電力量の実績については以下のとおりです。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>令和元年</th> <th>4月</th> <th>5月</th> <th>6月</th> <th>7月</th> <th>8月</th> <th>9月</th> <th>10月</th> <th>11月</th> <th>12月</th> <th>1月</th> <th>2月</th> <th>3月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気料金(円)</td> <td>810,320</td> <td>857,224</td> <td>907,467</td> <td>1,133,057</td> <td>1,172,795</td> <td>952,571</td> <td>836,415</td> <td>831,053</td> <td>826,369</td> <td>824,613</td> <td>830,138</td> <td>646,506</td> </tr> <tr> <td>電気使用量(kwh)</td> <td>34,741</td> <td>37,766</td> <td>41,222</td> <td>53,299</td> <td>56,364</td> <td>43,356</td> <td>37,744</td> <td>37,419</td> <td>37,235</td> <td>37,242</td> <td>37,803</td> <td>25,707</td> </tr> </tbody> </table> <p>(※自販機等他会計負担分を含みます)</p>		R2	R1	H30	光熱水費	17,287,577	25,907,561	26,248,851	水道	2,562,628	5,701,675	5,631,231	電気	7,574,990	10,097,894	10,129,295	ガス	7,149,959	10,107,992	10,488,325	令和元年	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	電気料金(円)	810,320	857,224	907,467	1,133,057	1,172,795	952,571	836,415	831,053	826,369	824,613	830,138	646,506	電気使用量(kwh)	34,741	37,766	41,222	53,299	56,364	43,356	37,744	37,419	37,235	37,242	37,803	25,707
	R2	R1	H30																																																											
光熱水費	17,287,577	25,907,561	26,248,851																																																											
水道	2,562,628	5,701,675	5,631,231																																																											
電気	7,574,990	10,097,894	10,129,295																																																											
ガス	7,149,959	10,107,992	10,488,325																																																											
令和元年	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月																																																		
電気料金(円)	810,320	857,224	907,467	1,133,057	1,172,795	952,571	836,415	831,053	826,369	824,613	830,138	646,506																																																		
電気使用量(kwh)	34,741	37,766	41,222	53,299	56,364	43,356	37,744	37,419	37,235	37,242	37,803	25,707																																																		
56	伏見港公園	府の備品リストと指定管理者の備品リストをご教示下さい。 また、指定管理者の備品は引継ぎ可能でしょうか。引継げない備品等があれば、ご教示下さい。	リストは別紙3を参照してください。 備品はすべて府からの貸付です。 指定管理者が指定管理料により購入した備品・消耗品の内、指定期間満了時に残存するものについては、府に引き渡すこととなっていますので、その後、新しい指定管理者へ貸付することになります。																																																											
57	伏見港公園	施設概要に記載の会議室(約27㎡)とはどの居室のことでしょうか。	現在、会議室として使用している屋外プール管理室のことです。																																																											
58	伏見港公園	過去の避難収容施設としての対応実績及び、本施設に備わっている防災機能や設備の詳細をご教示ください。	対応実績及び、本施設に備わっている防災機能や設備はありません。																																																											
59	伏見港公園	「再委託を予定している場合は、再委託予定調書(様式10)をご提出下さい。」とありますが、教室の講師等も再委託に該当しますでしょうか。再委託の定義をお示し下さい。	教室は自主事業となりますので、再委託予定調書は不要です。 再委託とは、指定管理業務の一部(清掃、警備等)を委託するものです。																																																											
60	伏見港公園	本体育館の延床面積をご教示下さい。	5,136.49㎡です。 (地階：2,021.4㎡、1階：449.56㎡、2階：2,036.24㎡、3階：629.29㎡)																																																											

番号	施設名	質問内容	回答
61	伏見港公園	事業所税の課税対象面積をご教示下さい。	課税対象面積は1,048.57㎡です。
62	伏見港公園	施設利用状況及び施設使用料収入のプールにつきまして、屋内プールと夏季屋外プールを分けてご教示頂けますでしょうか。	プールの利用料収入は「資料2-3」を参照してください。 夏季屋外プール利用は、屋内プール利用と分離して集計しておりません。
63	伏見港公園	「伏見港公園施設修繕一覧表」及び「再委託業務一覧表」について、現指定期間の全年度分をご開示下さい。	別紙4、別紙5をご参照ください。
64	伏見港公園	年間調整受付業務につきまして、年間利用調整会議の対象となる団体を全てお教えください。	京都府スポーツ協会加盟団体約10団体、その他スポーツ団体や行政等約40団体が対象です。
65	伏見港公園	屋外プール及びプールガーデンにおいて、飲食や物品販売に使用できる電源・水道はございますでしょうか。	屋外プールにはありますが、プールガーデンにはありません。
66	伏見港公園	大規模行事・協議会等で、指定管理者が特別な対応（人員増員・警備員配置・清掃回数増加・廃棄物処理等）を行っているものがあれば、大会名と詳細な対応内容をお教えください。	特別な対応を行っているものはありませんが、自主事業において、アルバイトを配置する場合はあります。
67	伏見港公園	現在の喫煙対策をお教えください。	原則として公園内は禁煙としていますが、管理事務所入り口横に喫煙スペースを設けています。
68	伏見港公園	「伏見港公園地域参加型スポーツクラブ」の詳細をご教示頂けますでしょうか。 月会費制のクラブなのでしょうか。 また、本クラブには何名の登録者がいますでしょうか。	現在「伏見港公園地域参加型スポーツクラブ」としての活動実績はありません。
69	伏見港公園	特殊建築物及び建築設備定期点検業務において、対象施設として体育館のみ記載されていますが、スライダーは対象外との認識でよろしいでしょうか。	点検対象としてください。
70	伏見港公園	各種設備図面・機器リスト（衛生、空調、電気）のご開示をお願いします。	都市計画課にて公表（閲覧）とします。 閲覧希望の方は事前にご連絡ください。（都市計画課公園係：075-414-5271）
71	伏見港公園	下記情報の資料を開示ください。 ①受電設備総容量（単線結線図） ②予備発電設備容量（単線結線図） ③発電設備情報容量（コージェネレーション設備、太陽電池発電等の単線結線図） ④電気設備点検記録（不良個所が記載されているもの）	都市計画課にて公表（閲覧）とします。 閲覧希望の方は事前にご連絡ください。（都市計画課公園係：075-414-5271）

番号	施設名	質問内容	回答
72	伏見港公園	「運動施設整備業務」について 屋内競技場床面調整等について、具体的な作業内容をご開示ください。 相撲場整備業務について、具体的な作業内容をご開示ください。	管理業務仕様書に提示している内容・数量は目安とし、京都府が求める管理水準を満たす作業内容をご提案ください。
73	伏見港公園	衛生消耗品（トイレペーパー、石鹸水、ゴミ袋、ペーパータオル等）について、年間の使用料実績、及び実績額をご教示ください。	報告を求めていますので把握していません。
74	伏見港公園	現行の設備員の勤務時間帯、勤務要員数をご教示願います。 開園時間前から操作の必要な機器がありますか。また、閉園時間後に操作の必要な機器がありますか。その他、特定の時間帯に設備員が対応しなければならない場合は、時間帯と作業内容をご教示ください。	現管理体制にとらわれず、京都府が求める管理水準を満たす作業内容・人員配置をご提案ください。
75	伏見港公園	昇降機設備のメーカーをご教示ください。	東芝エレベーター株式会社です。
76	伏見港公園	各受水槽、貯湯槽、バランスングタンクの数量及び容量をご教示ください。	【受水槽】 井水原水槽(RC)90m <sup>3</sup> 、井水受水槽(RC)60m <sup>3</sup> 、 井水受水槽(FRP)40m <sup>3</sup> 、市水受水槽(FRP)30m <sup>3</sup> 【貯湯槽】 4.33m <sup>3</sup> 【バランスングタンク（※保有水量）】 25mプール4.7m <sup>3</sup> 、サブプール3.6m <sup>3</sup> 、屋外プール5.8m <sup>3</sup>
77	伏見港公園	現在実施されている電気・衛生・機械設備の法令点検作業の項目、点検仕様、日程をご教示ください。	京都府が求める管理水準を満たす数量をお見込みの上、ご提案ください。
78	伏見港公園	冷凍機設備、ボイラー設備、コージェネレーション設備、プールろ過装置について、メーカー、型式、数量をご教示ください。点検内容・仕様についてもご教示ください。	・冷凍機（吸収式）（2機）：川重製 ΣMDG-40EN6B、ΣTBG-80AN6D ・ボイラー（2台）：昭和製 SAD-505WG ・コージェネ（2台）：大阪ガス川重製 年25KW ・ろ過器25m珪藻土式：三浦製 ・サブ、屋外砂ろ過（2台）：メーカー不明 メインろ過器と同等の点検が可能  ボイラーは年1回の法定点検が必要です。 その他は京都府が求める管理水準を満たす数量をお見込みの上、ご提案ください。
79	伏見港公園	現行の清掃員の配備時間、人数をご教示ください。	現管理体制にとらわれず、京都府が求める管理水準を満たす人員配置をご提案ください。

番号	施設名	質問内容	回答
80	伏見港公園	警備業務については、現在機械警備のみとのことですが、管理仕様書p.9③にはゲート案内や交通・駐車案内など警備員を想定した記載がございます。今後も機械警備のみでよろしいでしょうか。	現管理体制にとらわれず、京都府が求める管理水準を満たす人員配置をご提案ください。
81	伏見港公園	プール水質管理に関する薬品（塩素剤等）の内訳、年間使用量をご教示願います。（屋内、屋外プールに分けてご教示願います）	京都府が求める管理水準を満たす数量をお見込みの上、ご提案ください。
82	伏見港公園	屋外プールのプール監視員の配置人数及び配置ポジションに決まりはあるのでしょうか。また、現在の(コロナ中止前の)屋外プールのプール監視員の配置人数と配置ポジションをご教示いただけますでしょうか。	決まりはありません。 現管理体制にとらわれず、京都府が求める管理水準を満たす人員配置をご提案ください。
83	伏見港公園	現段階での屋外プールの機械関係に不具合等はありませんでしょうか。	現段階ではありません。
84	伏見港公園	屋外プールでの飲食販売は可能でしょうか。また、過去に行った実績はありますでしょうか。	可能であり、実績もあります。
85	伏見港公園	屋外プールの利用者が多すぎて困ったことは過去にありましたでしょうか。またあった場合どのように対処しましたでしょうか。	事例はありません。
86	伏見港公園	プールガーデンの活用方法は過去にどのようなものがあったのでしょうか。	屋外プール利用時期以外に、体育館利用者のウォーミングアップ場所として活用した事例があります。
87	伏見港公園	屋外プール及びプールガーデンに照明設備がありますが、ナイトプールの運営は可能でしょうか。	自主事業として実施可能です。
88	伏見港公園	屋外プール独自の自主事業を行うことは可能でしょうか。また可能で過去に行ったことがある場合どのような自主事業を行った実績がありますでしょうか。ご教示願います。	可能です。 実績については管理業務仕様書資料③をご確認ください。
89	伏見港公園	(募集要項4. (6) ①利用料金制の採用) 駐車場料金を駐車後24時間最大●●円などの上限料金を設定することは可能でしょうか。	可能です。ただし、京都府立都市公園条例で定める利用料金が上限額となります。
90	伏見港公園	(仕様書6-⑦) 駐車料金の減免対象者及び実績を教えてください。	公用又は公共の用に供するものとして、警察や府の行事で利用する際に減免を行った実績があります。
91	伏見港公園	(仕様書6-11) 帳簿5年保管(駐車場のジャーナル保管も必要でしょうか。)	別途帳簿で保管されるのであれば、駐車場のジャーナル保管は不要です。
92	伏見港公園	(仕様書6-13 (2) -②) 行事の実績及び駐車場貸切実績について教えてください。	令和3年度の実績として、体育館で約150件、テニスコートで約20件の開催実績があります。駐車場の貸切実績はありません。

番号	施設名	質問内容	回答
93	伏見港公園	(仕様書6-13(3)-③イ)ゲート案内及び交通、駐車案内の警備員配置実績について教えていただきたいです。	警備員の配置実績はありません。
94	伏見港公園	現地説明会の際、敷地内に使用しなくなった什器備品類などの廃棄物が仮置き保管されていましたが、指定管理者が変更となった場合、今期中に現指定管理者にてすべての廃棄物を処分した状態で引き継いでいただけるのでしょうか。	産業廃棄物は指定管理者により処分できませんので、時期は未定ですが府で順次対応します。
95	伏見港公園	公園及び体育館等のゴミの処分費及び排出量について、過去3年間の実績をご開示ください。また、現在委託している廃棄物処理許可業者についてもご教示ください。	報告を求めていますので把握していません。 業者については回答できません。
96	伏見港公園	管理基準書④植物管理業務の【境界管理】とは、こういった業務でしょうか。	公園敷地内の樹木が境界線を越え電線や住居の庭や屋根などに覆いかぶさるなどの状況が出た場合、指定管理者の負担で伐採等を行う業務です。
97	伏見港公園	資料5 伏見港公園年度収別収支内訳について コロナ減収府負担額他項目の内訳をご教示ください。	平成30年度は雑入、令和2年度は全額コロナ減収府負担額となります。
98	伏見港公園	消耗品の内訳について 内容を開示していただけますでしょうか。 また、次亜塩、凝集剤、ポリ塩化アルミニウム、滅菌剤、沈殿剤などは消耗品でしょうか。	報告を求めていますので把握していません。 京都府が求める管理水準を満たす数量をお見込みの上、ご提案ください。 次亜塩、凝集剤、ポリ塩化アルミニウム、滅菌剤、沈殿剤などは消耗品と考えています。
99	伏見港公園	プール水の水質検査について 1. 管理業務仕様書 資料⑤ ②電気・空調・プール水処理設備運転保守管理点検業務P2 屋外プール水質検査レジオネラ属菌1回×2箇所(25m・サブ)と記載ございますが、屋外プールは必要ないのでしょうか。 2. 屋内・外プールの水質検査の検体数はプール1箇所当たり4検体で問題なかったでしょうか。(矩形のプールではプール内の対角線上におけるほぼ等間隔の位置3箇所以上の水面下20cm及び循環ろ過装置の取入口付近とする。その他の形状のプールでは、これに準じ、プールの形状に応じた適切な地点。となっている)	管理業務仕様書に提示している内容・数量は目安とし、京都府が求める管理水準を満たす作業内容をご提案ください。
100	伏見港公園	ろ過設備について ろ材の交換は高額な作業費になりますが、指定管理者の維持管理業務に含まれているのか、それとも修繕業務になるのか、もしくは個別の入札業務になるのかご教示ください。	修繕業務と考えています。 協議の上、100万円以上であれば、指定管理者により実施していただく場合があります。府による個別の入札業務は予定しておりません。

番号	施設名	質問内容	回答
101	山城総合運動公園	山城総合運動公園の下水処理については、近い将来宇治市の下水処理に移行すると聞いているが、以降予定時期や、移行時のイニシャルコスト、毎月の保守費用や処理費用について何ら示されていないので、今回の提案に含めないと考えてよいか。 また、仮に移行された場合、現行の処理費用に比べ多額の支出となることが予想されるが、指定管理者としてコスト削減が行えない経費であり、運営への大きな影響が避けられないことから、実際に係る経費については京都府からの指示があった段階で、指定管理料に上乗せするという理解でよいか。	移行時のイニシャルコストは府が負担します。 保守費用や処理費用については、令和7年度から公共下水道に移行するものとしてご提案ください。 なお、山城総合運動公園における過去5年間の平均汚水処理量は 41,107.6[m3/年] です。
102	山城総合運動公園	前期（～令和3年度）までの指定管理事業においては、指定管理料に含まれる年間の修繕費は、山城総合運動公園で2,057万円、伏見港公園で308万円で、今回それぞれ3,000万円と500万円に増額されている。前期並みの指定管理料を見込んだ場合運営管理料に充てられる額は少なくなると考えてよいか。	前期並みの指定管理料を見込まれた場合は、ご認識のとおりです。
103	山城総合運動公園	（募集要項4. (6) ①利用料金制の採用）駐車場料金について、条例で定められている料金を変更することは可能でしょうか？	上限を上げる場合は、京都府立都市公園条例の改正が必要となります。
104	山城総合運動公園	（募集要項4. (6) ①利用料金制の採用）駐車料金など含め条例で定められた範囲内での料金変更の実施について、指定管理期間中での変更回数や変更時期の間隔など制限はございますでしょうか？	制限はありませんが、料金の設定（変更）の際には京都府の承認が必要です。
105	山城総合運動公園	（資料⑤ 施設維持・管理業務⑧）現地設置の自動料金精算機に追加でプロテクターをつけることは可能でしょうか。	可能です。ただし、指定管理期間終了時には原則、原状回復していただきますが、協議により存置可能です。
106	山城総合運動公園	（資料⑤ 施設維持・管理業務⑧）現地設置の自動料金精算機の仕様で使用可能カードにプリペイドカードと記載がありますが、現状使用しているプリペイドカードがあるのでしょうか。	現状使用しているプリペイドカードはありません。
107	木津川運動公園	P2：現在の指定管理者 ・現在の指定管理者の当公園の運営組織体制とその配置人員をお教え下さい。	現管理体制にとらわれず、京都府が求める管理水準を満たす人員配置をご提案ください。
108	木津川運動公園	P2：基本的な運営方針 「計画から整備、管理運営まで府民参加による府民が育てる公園」とありますが、設置者としては、基本的にどのような「府民参加」の仕組みをイメージされておられるのでしょうか。	木津川運動公園管理業務仕様書の資料⑤ 資料-2をご参照ください。
109	木津川運動公園	P4：修繕費 R2年度の施設修繕で、調整池の循環ポンプ更新工事を指定管理者が実施しています。 ポンプの更新サイクルに応じた工事であれば府が負担実施するものと思われま す。 どのような事由があったかお教えください。	緊急を要する工事であったため、修繕費を府で負担の上、指定管理者により実施しています。

番号	施設名	質問内容	回答
110	木津川運動公園	P5：自主事業 平成30年度から令和2年度における現指定管理者による自主事業の実績（内容及び金額をご教示ください。また、プロフィットシェアリングによる施設投資の実績もご教示ください。	仕様書では、現在実施中の自主事業を引き続き実施していただくよう令和2年度分を示しているものであり、実績にとらわれず利用者増加に向けた自主事業をご検討ください。プロフィットシェアリングによる施設投資は令和4年度より導入するものですので実績はありません。
111	木津川運動公園	P5：利用者アンケート、指定管理者の事業評価 利用者アンケート、指定管理者の事業評価について、府のホームページ等において開示されていますか。また、直近3年間ぐらいの公園へのご意見、要望、苦情などをご教示ください。	府のホームページでは公開しておりません。 【ご意見・要望】 ・日陰、ベンチなどがほしい ・子供が遊べる遊具が少ない 【苦情】 ・野生動物のふんが大芝生広場にあり、片付けてほしいとの苦情 ・ツバメの巣による出入り口の汚れに対する苦情
112	木津川運動公園	P5：保険の加入 現在、指定管理者が付保している保険料額をご教示下さい。	管理業務仕様書の資料④をご参照ください。
113	木津川運動公園	P6：Park-PFI事業 Park-PFI事業の募集と対象として予定している公園施設をご提示ください。	現在、具体的な予定はありません。
114	木津川運動公園	P6：Park-PFI事業 Park-PFI事業の事業範囲に駐車場を含めて有料化する可能性はありますか。	現在、具体的な予定はありません。
115	木津川運動公園	P7：指定管理料 事業計画のため平成30年度から令和2年度の年度別科目別の収支実績内訳の資料提供をお願いいたします。	別紙6をご参照ください。
116	木津川運動公園	P12：利用料金設定表 木津川運動公園について条例及び規則に利用料金が設定されていないので、提出の必要はないと考えてよろしいでしょうか。	そのとおりです。
117	木津川運動公園	資料2-1：施設利用状況 利用者数のカウントはどのような方法で行うのでしょうか。	現指定管理者においては、 平日10時と14時の大芝生広場利用者の合計と駐車台数合計×3を比較して多い人数としています。 土日祝は、11時と14時の園内巡視の合計人数としています。
118	木津川運動公園	資料2-1：施設利用状況 会議室の月別の利用回数、駐車場の月別の利用台数（推定）をお教えください。	別紙7をご参照ください。

番号	施設名	質問内容	回答
119	木津川運動公園	ボランティア団体 園内で活動されているボランティア団体の団体名と各構成員数、及び、活動内容をお教えください。	管理業務仕様書の資料⑤をご参照ください。
120	木津川運動公園	ボランティアの活動に対して現指定管理者が支援されている事項を教えてください。	報告を求めていますので把握しておりません。
121	木津川運動公園	直近5年間の事故や公園でのトラブルなどの事例がありましたらご教示ください。	事例はありません。
122	木津川運動公園	調整池の周辺に低い柵がありますが、開設以来で水難事故等が発生していませんか。	事例はありません。
123	木津川運動公園	園内に生息する貴重な動植物に関する資料がありますか。	資料は持ち合わせておりませんが、園内にはカヤネズミ等貴重な動植物が生息しております。
124	木津川運動公園	当公園の将来計画などの情報についてご教示ください。	『府立木津川運動公園（北側区域）の基本計画』をご参照ください。 <a href="https://www.pref.kyoto.jp/koen/news/kidugawakeikaku.html">https://www.pref.kyoto.jp/koen/news/kidugawakeikaku.html</a>
125	木津川運動公園	3 募集に当たっての留意点 (1) ネーミングライツパートナーについて ②ネーミングライツパートナーの募集について ○年間の料金をお示しいただけますでしょうか。	現在、具体的な予定はありません。
126	木津川運動公園	4 管理の基本的事項 ①施設、設備の維持管理に関する業務 ア 修繕に関する業務 ○施設の修繕実績について詳細資料（発注先・回数等、可能な限り）及び令和元年・平成30年度資料をお示しいただけますでしょうか。	別紙8をご参照ください。
127	木津川運動公園	4 管理の基本的事項 (3) 指定管理者が行う業務の範囲 ③業務の再委託 ○外部委託業務の内容・実績について詳細資料（発注先・回数等 可能な限り）及び令和元年・平成30年度資料をお示しいただけますでしょうか。	募集要項別添資料4をご参照ください。 平成30年度は令和元年度と同様です。
128	木津川運動公園	4 管理の基本的事項 ⑤ その他管理に必要と認められる業務 ○過去3年分の利用者アンケート結果をお示しいただけますでしょうか	別紙9をご参照ください。

番号	施設名	質問内容	回答
129	木津川運動公園	4 管理の基本的事項 ⑥その他 ○公園区域において Park-PF I事業の実施に際しての管理運用等についてのガイドライン等があればお示しいただけますでしょうか。	現在、具体的なものはありません。
130	木津川運動公園	4 管理の基本的事項 (6) 管理運営収入 ① 指定管理料 ○指定管理経費について物件費・人件費の内訳詳細資料を可能な限りお示しいただけますでしょうか。	番号115をご参照ください。
131	木津川運動公園	5 管理運営体制 (3) コーディネータ業務の実施 P3 ○過去3年間のサポートを行った団体名をご開示いただけますでしょうか。	TOTO(株)(CSR)、JOHNAN(株)(CSR)、城陽市内等近隣の小学校や養護学校等です。
132	木津川運動公園	6 業務の内容及び基準 (1) 利用受付業務基準 P3 ④施設の利用や入園の拒否、退去命令の業務等 ○過去における上記の件数が分かればご開示いただけますでしょうか。 ○また、具体的な実例がありましたらご開示いただけますでしょうか。	事例はありません。
133	木津川運動公園	6 業務の内容及び基準 ⑦飲食、物品販売提供 ○売店やカフェを設置する場合、設置料を府に納付する必要があるでしょうか?ある場合、その金額をご開示ください	自主事業として実施される場合は、不要です。
134	木津川運動公園	④備品(1種)・消耗品管理業務 P6 ○過去の備品一覧表があればご開示いただけますでしょうか。	別紙10をご参照ください。
135	木津川運動公園	(4) 自然再生と府民参画による公園づくり及び利活用業務 P7 ②自然再生に関する環境プログラム等推進業務 ○環境プログラムの資料があればご開示いただけますでしょうか。	現指定管理者の公園ホームページをご参照ください。 <a href="https://www.fmtpark.com/event/">https://www.fmtpark.com/event/</a>
136	木津川運動公園	必要に応じて分煙対策が施された喫煙コーナーを設置すること。とありますが、必要に応じる想定とその場合の分煙対策に必要な喫煙コーナー設置基準についてご教示ください	原則として公園内は禁煙としていますが、ポイ捨て防止の観点より駐車場スペースの端に喫煙コーナーを設置しています。
137	木津川運動公園	資料③ 令和2年度 自主事業 実施期間、参加者数、実施回数、収支一覧 ○令和元年、平成30年の資料をご開示いただけますでしょうか。	仕様書では、現在実施中の自主事業を引き続き実施していただくよう令和2年度分を示しているものであり、実績にとらわれず利用者増加に向けた自主事業をご検討ください。

番号	施設名	質問内容	回答
138	木津川運動公園	資料⑤P6 (1) 森守クラブ城陽の活動支援 活動支援における過去3年間の費用と費用項目をご開示いただけますでしょうか。	令和2年度 343,257円(消費税込み)、令和元年度 63,570円(消費税込み)、平成30年度 354,005円(消費税込み)の資機材を京都府で購入し支給しています。 令和4年度以降は、京都府での購入予定はありません。 その他の活動支援に関する費用に切り分けた報告は求めていますので把握していません。
139	木津川運動公園	資料⑤P7 (3) PRイベントなどの実施 今後のイベント予定などありましたらご教示ください。	現指定管理者の公園ホームページをご参照ください。 <a href="https://www.fmtpark.com/event/">https://www.fmtpark.com/event/</a>
140	木津川運動公園	資料-1 P10 森守クラブ城陽の概要 ○協力団体 7団体の詳細資料(団体名、所在地 可能な限り)をご開示いただけますでしょうか。	報告を求めていますので把握していません。
141	木津川運動公園	○公園パートナーの過去3年の詳細資料(団体名・活動内容・人数 可能な限り)をお示しいただけますでしょうか。	報告を求めていますので把握していません。
142	木津川運動公園	○公園づくりに参加されているボランティアグループの詳細資料(団体名・活動内容・人数 可能な限り)をお示しいただけますでしょうか。	現指定管理者の公園ホームページをご参照ください。 <a href="https://www.fmtpark.com/member/">https://www.fmtpark.com/member/</a>
143	木津川運動公園	○会議室利用状況において過去3年間の利用状況(団体名・利用者数 可能な限り)をお示しいただけますでしょうか。	番号118をご参照ください。
144	木津川運動公園	○府立木津川運動公園(北側区域)基本計画から特に本施設にて指定期間中に留意すべき点があればご教示ください。	現時点ではありません。
145	木津川運動公園	○アウトレットモール開設が2024年開業予定となり人流が大きく変わると思われるが、指定期間中に特に留意する事があればご教示いただけますでしょうか。	現時点ではありません。
146	木津川運動公園	○城陽市との連動について特に留意する点があればご教示いただけますでしょうか。	現時点ではありません。
147	木津川運動公園	○インターネット回線の敷設状況についてご教示ください。	現指定管理者の独自契約により、管理棟まで光ケーブルを敷設しています。
148	木津川運動公園	○育苗に関する年間作業スケジュールを開示ください。 また、現在使用しているマニュアル等があればご開示ください。	報告を求めていますので把握していません。
149	木津川運動公園	駐車場の有料化は可能でしょうか。	京都府立都市公園条例の改正が必要です。

番号	施設名	質問内容	回答
150	木津川運動公園	駐車所を有料化できる場合、事業者負担にて駐車場機器を持ち込み運営することは可能でしょうか。その場合、自主事業という扱いになるのでしょうか？	可能です。ただし、原則として指定管理期間終了時には、原状回復していただきます。自主事業ではありません。
151	木津川運動公園	募集要項 2ページ 2基本的な運営方針 安全を考慮した人員配置 ①現在の人員配置の人数をご教示ください。 ②管理運営に当たり、必要な資格とあれば望ましい資格をご教示ください。	現管理体制にとらわれず、京都府が求める管理水準を満たす人員配置をご提案ください。
152	木津川運動公園	募集要項 3ページ 4 管理の基本的事項 (1) 休園日等 必ず休園日を設ける必要があるのでしょうか	募集要項に記載のとおり、知事の承認を得て変更することが可能です。
153	木津川運動公園	募集要項 4ページ ①施設、設備の維持管理に関する業務 ア ※施設の修繕実績 平成30年度及び令和元年度の開示をお願いします。	番号126をご参照ください。
154	木津川運動公園	募集要項 4ページ ②公園の設置目的を… イ 自主事業 平成30年度、令和元年度、令和2年度のそれぞれの自主事業の項目と収支報告の開示をお願いします。	仕様書では、現在実施中の自主事業を引き続き実施していただくよう令和2年度分を示しているものであり、実績にとらわれず利用者増加に向けた自主事業をご検討ください。
155	木津川運動公園	募集要項 10ページ 表 リスク管理 施設賠償責任保険や傷害保険の推奨賠償額の規定があればご教示ください。	ありません。
156	木津川運動公園	別紙添付資料 資料4 平成30年度、令和元年度の委託業務一覧表を開示して下さい。	募集要項別添資料4をご参照ください。 平成30年度は令和元年度と同様です。
157	木津川運動公園	別紙添付資料 資料4 設備安全管理 調整池循環ポンプ点検 年間回数と実績の諸経費を開示して下さい。	令和元年度 69,120円 (1回) 令和2年度は、機器を交換したため実施しておりません。
158	木津川運動公園	その他 平成30年度、令和元年度、令和2年度 の収支報告書の開示をお願いします。	番号115をご参照ください。
159	関西文化学術研究都市記念公園	ネーミングライツについて 今後導入を検討されるとのことですが、当該公園において、対象となる施設の候補があがっていればお教えください。	現在、具体的な予定はありません。

番号	施設名	質問内容	回答
160	関西文化学術研究都市記念公園	<p>様式2-3について</p> <p>募集要項と個別の様式において、記載内容に若干の差がみられます（以下引用下線部）。記載すべき内容を改めてお教えてください。</p> <p><b>【募集要項】</b></p> <p>・・・利用者に対するサービス向上の方策（開園日・時間の延長、利用料金の引下げ、子育て環境の充実等）、公園の利用促進を図るための具体的な方策を提案してください。</p> <p>・<u>自主事業の実施、利用者のニーズ把握（満足度調査の実施）等の実施について提案してください。</u>・・・</p> <p><b>【様式中】</b></p> <p>・・・関西文化学術研究都市記念公園の設置目的達成に向け、利用者に対するサービス向上の方策（開館日・時間の延長、利用料金の値下げ、子育て環境の充実等）、<u>ホール・会議室等の稼働率の向上方策等、会館</u>の利用促進を図るための具体的な方策を提案してください。</p> <p>また、利用者のニーズ把握（満足度調査の実施）等の実施についても提案してください。・・・</p>	<p><b>【募集要項】</b></p> <p>10月21日付け訂正済みです。</p> <p><b>【様式】</b></p> <p><u>ホール・会議室等の稼働率の向上方策等、会館</u></p> <p>↓</p> <p><u>公園</u></p> <p>と訂正します。</p> <p>その他様式2-3を訂正します。</p>
161	関西文化学術研究都市記念公園	<p>管理業務仕様書 P8 施設維持・管理業務（資料5）⑨ イ計画的な修繕（ウ）</p> <p>「修繕の実施に当たっては、現地を管理する指定管理者が直接修繕を実施する方が効率的であると認められたものについては指定管理者が、その他については京都府が実施すること」とありますが、本施設の駐車場は場内の白ラインが消えかけている箇所が散見され、看板も老朽化が目立ちます。本件、京都府様と協議のうえ、新たな指定期間においてリニューアルの実施することは可能でしょうか。</p>	<p>そのとおりです。</p>
162	関西文化学術研究都市記念公園	<p>車輛管理設備業務仕様書 P 3 5 負担区分 (1) ①</p> <p>「業務上必要な、施設・工作物・機器・水道・電気及び所内電話の使用は、甲の負担とする」とありますが、車輛管理設備について、現地を管理する指定管理者が、駐車場利用者の利用状況の把握・利便性の追求・効率的な運営のために必要と京都府様に認められたものについては、指定管理者が、京都府様と協議のうえ設置することは可能でしょうか。</p>	<p>番号105をご参照ください。</p>

番号	施設名	質問内容	回答
163	関西文化学術研究都市記念公園	<p>京都府都市公園条例 P 21 (その4)</p> <p>利用料金の上限額について駐車場の稼働状況から指定管理者が上限額の変更が必要と判断した場合、京都府様と協議のうえ変更することは可能でしょうか。</p> <p>また、「1台1回につき」とありますが、利用にあたっての定義をお教えてください。(例：その他自動車：2日間に渡って駐車していても1回400円を徴収する。もしくは当日0時までを1回として、2日間に渡って駐車していた場合800円を徴収する等)</p>	<p>上限額の変更は、京都府立都市公園条例の改正が必要となります。</p> <p>1台1回とは、1入退場と想定しています。</p> <p>1日のうち、入退場を繰り返せばその都度400円となります。</p> <p>日をまたぐ駐車はその日数分の駐車料金が発生することになります。</p>
164	関西文化学術研究都市記念公園	<p>公園利用者の利用を妨げないことを前提に、平日限定等の駐車場定期券(内容：期間内であれば定額で何度でも入出庫可能)を販売することは可能でしょうか。</p>	<p>可能です。</p>
165	府民スポーツ広場	<p>現地案内会の際、各所にあるトイレは汲み取り式とお聞きしました。汲み取りは京都府によるご対応と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>指定管理業務に含まれます。</p>
166	府民スポーツ広場	<p>駐車場の有料化は可能でしょうか。</p>	<p>京都府立都市公園条例の改正が必要です。</p>
167	府民スポーツ広場	<p>駐車場を有料化できる場合、事業者負担にて駐車場機器を持ち込み運営することは可能でしょうか。その場合、自主事業という扱いになるのでしょうか？</p>	<p>番号105をご参照ください。</p> <p>自主事業ではありません。</p>